

外国判決の承認における間接管轄と不法行為地の証明：最一判平成26年4月24日民集68巻4号329頁、判時2221号35頁、判夕1401号167頁

著者	本間 学
雑誌名	金沢法学 = Kanazawa law review
巻	58
号	1
ページ	127-141
発行年	2015-07-31
URL	http://hdl.handle.net/2297/43369

〔判例研究〕 外国判決の承認における 間接管轄と不法行為地の証明

——最一判平成26年4月24日民集68巻4号329頁、
判時2221号35頁、判タ1401号167頁¹——

本 間 学

I 事実の概要

Xは眉のトリートメントに関する技術及び情報（以下、「本件技術等」という）を有するカリフォルニア州法人である。平成15年12月、Xは訴外日本法人Aとの間で、日本国内における本件技術等の独占的使用権等をAに付与し、その対価を受領する旨の契約を締結した。そしてXは、同契約に基づき、平成16年4月、カリフォルニア州内のXの施設において、Aの従業員であったY1およびY2に対し、本件技術等を開示した。Aは、平成16年10月以降、日本国内において眉のトリートメントサロンを順次開設した。

Y1及びY2は、平成18年2月、別法人Y3を設立し、Y1は同年4月に、Y2は同年5月に、それぞれAを退職した。Y3は、日本国内において眉トリートメントサロンを開設したほか、眉のトリートメント技術を指導する教室を開講し、Y1及びY2はY3の取締役として眉のトリートメント技術を使用した。Aの従業員であったY4、Y5およびY6は、平成18年12月ごろまでに、それぞれAを退職し、Y3に雇用されて、日本国内において眉のトリートメント技術を使用した。

カリフォルニア州民法典は、独立の経済的価値をもたらすものであって、公

1 本判決に関する評釈として、高杉直「判批」NBL1032号（2014）18頁、高部真規子「判批」金判1458号（2015）8頁、中野俊一郎「判批」判評672号〔判時2241号〕（2015）20頁、安達栄司「判批」判例セレクト2014II（2015）31頁、岡田幸宏「判批」ジュリ1479号（2015）139頁、道垣内正人「判批」ジュリ1479号（2015）300頁がある。

然と知られておらず、かつ、その秘密性を維持するために合理的な努力がされている情報を「営業秘密」と定義し（3426・1条d項）、この営業秘密の不正な取得、開示又は使用を「不正行為」と定義したうえで（同条b項）、損害賠償に関する規定（3426・3条）、現実の又は行われるおそれのある不正行為を差し止めることができる旨の規定（3426・2条a項）を置く（以下、これらを「本件規定」という）。Xは、平成19年5月、本件技術等が上記規定にいう「営業秘密」に該当し、Yらがこれを不正に開示・使用したとして、米国カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所において、本件規定に基づき、損害賠償及び差し止めを求める訴えを提起した。

平成20年10月、同裁判所は、損害賠償ならびに日本国内及び米国内における本件技術等の不正な開示及び使用の差し止めを命ずる旨の判決（以下、「本件米国判決」という）を下した。Xは、本件米国判決のうち、懲罰的損害賠償を除く部分について、民事執行法24条に基づき、執行判決を求める訴えを提起した。これに対してYらは、執行判決を得るためには民訴法118条の要件を具備すべきところ、米国には同条1号が定める国際裁判管轄（以下、「間接管轄」という）が認められないなどと主張して、これを争った。

本件第一審判決（東京地判平成22年4月15日判時2101号67頁）はXの請求を棄却し²、原審（東京高判平成23年5月11日）も、不法行為地は日本国内にあり、Xの損害が米国で生じたことの証明もないため、米国に間接管轄を認めることはできないとしてXの請求を棄却した³。これに対して、Xは、判例（最判平成10年4月28日民集52巻3号853頁）に違反する等の理由で上告受理を申し立てた。

2 第1審判決の評釈等として、長谷川俊明「判批」際商39巻3号（2011）354頁、横溝大「判批」リマークス44号（2012）138頁、安達栄司「判批」ジュリ1440号（2012）317頁がある。

3 原判決の評釈として、渡辺惺之「判批」JCA59巻7号25頁、同59巻8号14頁（ともに2012）がある。

II 判 旨

破棄差戻し

- (1) 「人事に関する訴え以外の訴えにおける間接管轄の有無については、基本的にわが国の民訴法が定める国際裁判管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案に即して、外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判断すべきものと解するのが相当である。」
- (2) 「民訴法3条の3第8号の『不法行為に関する訴え』は、民訴法5条9号の『不法行為に関する訴え』と同じく、民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えをも含むものと解される（最高裁平成15年（許）第44号同16年4月8日第1小法廷決定・民集58巻4号825頁）。そして、このような差止請求に関する訴えについては、違法行為により権利利益を侵害されるおそれがあるにすぎない者も提起することができる以上は、民訴法3条の3第8号の『不法行為があった地』は、違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれがある地をも含むものと解するのが相当である。」
- (3) 「ところで、民訴法3条の3第8号の規定に準拠して我が国の国際裁判管轄を肯定するためには、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の場合、原則として、被告が日本国内でした行為により原告の権利利益について損害が生じたか、被告がした行為により原告の権利利益について日本国内で損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる（最高裁平成12年（オ）第929号、同年（受）第780号同13年6月8日第2小法廷判決・民集55巻4号727頁）。そして、判決国の間接管轄を肯定するためであっても、基本的に民訴法3条の3第8号の規定に準拠する以上は、証明すべき事項につきこれと別異に解するのは相当ではないというべきである。

そうすると、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えの場合は、現実の損害が生じたこ

とは必ずしも請求権発生の要件とされていないのであるから、このような訴えの場合において、民訴法3条の3第8号の『不法行為があった地』が判決国内にあるというためには、仮に被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内では行っておらず、また原告の権利利益が判決国内では現実に侵害されていないとしても、被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内で行うおそれがあるか、原告の権利利益が判決国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実が証明されれば足りる。」

- (4) 「これを本件についてみると、本件規定は、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある者が提起する差止請求について定めたものと解される。そして、本件米国判決が日本国内だけでなく米国においてもYらの不正行為の差止めを命じていることも併せて考えると、本件の場合、YらがXの権利利益を侵害する行為を米国で行うおそれがあるか、Xの権利利益が米国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明された場合には、本件米国判決のうち差止めを命じた部分については、民訴法3条の3第8号に準拠しつつ、条理に照らして間接管轄を認める余地もある。そうであれば、本件米国判決のうち損害賠償を命じた部分についても、民訴法3条の6に準拠しつつ、条理に照らして間接管轄を認める余地も出てくることになる。」

Ⅲ 研 究

1. はじめに

外国判決の執行判決を得るためには、民訴法118条1項各号の要件を充足しなければならないが、その要件のひとつにいわゆる間接管轄要件がある（同条1項1号）。財産関係事件については平成23年民事訴訟法改正により国際裁判管轄の規定が設けられたが、(a)これと間接管轄との関係についてはなお議論の余地があった。また(b)間接管轄における不法行為の証明のあり方など必ずしも議論が十分でない問題も存在した。本判決は、これらの理論的にも、また実務上も重要な問題について最高裁が判断を示した点で大きな意義を有するもので

ある。また、(c)不法行為の効果としての差止めが求められる場合の国際裁判管轄の規律についての重要な判断も含んでいる。以下では、筆者の関心にもとづき、(a)および(b)を中心にこれらの問題を検討する。

2. 間接管轄の判断基準

(1) 外国判決の執行判決を得るためには、民訴法118条各号に掲げる要件を具備する必要がある（民執法24条3項）。そして民訴法118条1号は、「法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること」を要件とし、わが国の国際民事訴訟法の原則からみて、判決国が当該事件について国際裁判管轄が積極的に認められることが必要である。もっとも、判決国が当該事件について国際裁判管轄が有するとされる具体的基準についての明文の規定は、従前より存在しなかったし、また、平成23年民訴法改正（平成23年法律第36号）において国際裁判管轄の規定が新設されたが（同法3条の2以下）、これらわが国が裁判権を行使する際の基準となる「直接管轄」に関する規定であり、間接管轄を定める規定は現在もなお存在しない⁴。

この点、平成23年民訴法改正前において、最判平成10年4月28日（民集52巻3号853頁。いわゆる「サドワニ事件判決」）が、間接管轄について、「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により、条理に従って決定するのが相当である」としたうえで、「基本的に我が国の民訴法の定める土地管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、当該外国判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判決国に国際裁判管轄が存在するか否かを判断すべきものである」と判示していた。本判決の判旨(1)は、「人事に関する訴え以外の訴えにおける間接管轄の有無」について、「基本的に我が国の民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即し

4 この点につき、佐藤文彦＝小林康彦『一問一答 平成23年民事訴訟法等改正』（商事法務・2012）18頁を参照。

て、外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判断すべきもの」とする。本判決はサドワニ事件判決を直接的には引用してはしていないが、その判示内容からすればこれをほぼそのまま踏襲したものといえよう。

- (2) 従来、直接管轄と間接管轄の関係について、間接管轄はわが国の裁判権を行使する際の基準となる直接管轄と一致し、承認国たるわが国の直接管轄の規定を仮定的に適用し、判決国が国際裁判管轄を有する場合には判決は承認されるとする見解（いわゆる鏡像理論）が通説であった⁵。これに対して、内国の直接管轄の原則が厳格で狭いことから、とりわけ身分関係事件では跛行的法律関係発生防止の要請が強まるため、間接管轄を直接管轄よりも緩やかに判断してもよいとの理解を背景に、両者は必ずしも一致する必要がなく、異なった基準により判断されるべきであるとする見解も有力に主張されていた⁶（異別説）。

このような学説の対立を反映して、上述のサドワニ事件判決の評価も必ずしも一致を見ていない。これを結果的には鏡像理論を採用したものと異ならないと評価するものがある一方⁷、承認の場合にはすでに終了した手続の承認の適否という事後的な評価規範的判断であるのに対し、直接管轄の場合はこれからその国で手続を行うことの適否という行為規範的判断であるという判断の目的・性質の違いを理由に、直接管轄よりも広く間接管轄を認めたもの

5 高桑昭「外国判決の承認及び執行」鈴木忠一＝三ヶ月章編『新・実務民事訴訟講座(7)』（日本評論社・1982）137頁、鈴木忠一＝三ヶ月章編集代表『注解民事執行法(1)』（第一法規・1984）397頁〔青山善充〕など。

6 川上太郎「外国裁判所の国際的裁判管轄」民商66巻6号（1972）962頁、離婚訴訟に関して、松岡博「外国離婚判決の承認の要件」谷口知平ほか編『現代家族法大系(2)』（有斐閣・1980）442頁以下など。

7 安達栄司「判批」NBL678号（1999）65頁、道垣内正人「判批」上原敏夫ほか編『民事執行・保全判例百選〔第2版〕』（有斐閣・2012）14頁など。

と理解するものがあり、後者が多数を占めていた⁸。本判決とサドワニ事件の判示内容が類似している点に着目し、かかる直接管轄と間接管轄の目的・性質の違いを重視するならば、本判決も異別説を採用したものと評価することもできなくはない⁹。

- (3) しかし、平成23年民訴法改正により国際裁判管轄の規定が整備された現在においては、本判決が示す一般論を維持することは不適當であるし、また、本判決が異別説を採用したものと理解すべきでもない。

まず、サドワニ事件判決は、直接管轄に関する明文の規定がわが国民訴法上、未整備であったという状況下での判決であった点に留意すべきである。旧法下での直接管轄および間接管轄の解釈論が「条理」によることを強調していたのは、国際裁判管轄の手掛かりとされた国内土地管轄規則が、国際的な裁判権の振り分けの特殊性を十分に考慮して作られたものではなかったことによる。これに対して、平成23年民訴法改正により、財産権上の訴えについては、わが国の裁判所が国際裁判管轄を有する場合が定められた。そしてこれは、間接管轄の規律も念頭においた議論を経たものであった。したがって、もはや「条理」によって国際的な裁判権の振り分けを考慮する必要性はなくなったといえる¹⁰。よって、本判決の判旨(1)の部分の「個々の事案における具体的事情に即して」以下の説示は不適當である¹¹。

8 河邊義典「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成10年度(上)』(法曹会・2001)450頁、473頁、渡辺惺之「判批」判評484号〔判時1670号〕(1999)205頁、山本和彦「判批」ジュリ1157号(1999)299頁、多田望「判批」櫻田嘉章=道垣内正人編『国際私法判例百選〔第2版〕』(有斐閣・2012)219頁など。

9 このような理解をするものとして、高杉・前掲(注1)21頁、高部・前掲(注1)9頁、岡田・前掲(注1)140頁。

10 同旨、中野・前掲(注1)184頁。

11 なお、道垣内・前掲(注1)301頁は、本判決は間接管轄の基準として「条理」という点しか判示していないとしたうえで、このことは、鏡像理論によるとはいえないとしても、間接管轄を緩めるだけでなく、厳格にチェックする可能性も残り、異別説ということもできないとする。

また、国家裁判権は等価値であるのが前提である。したがって、直接管轄と間接管轄は基本的に同一であることが要請されるべきである¹²。そしてこのことが、間接管轄規則の明確性を維持し、外国訴訟で被告とされた者の立場を不安定なものとする結果を回避することにつながる¹³。他方、身分関係訴訟における跛行的法律関係発生回避というだけでは、間接管轄を直接管轄よりも緩やかに捉える根拠としては十分ではない¹⁴。この問題は、現在、法制審議会において作業が進められている人事事件に関する国際裁判管轄の規定の整備において考慮されるべきであろう。また、鏡像理論を前提としても、間接管轄の判断に際して例外的な事情を「特別の事情」（民訴法3条の9）を介して考慮することも不可能ではない¹⁵。

以上の検討からすれば、現行民訴法の下では、間接管轄の判断は民訴法3条の2以下の規定を前提とし、本判決がいう「個々の事案における具体的事情」は、特別の事情（民訴法3条の9）の判断の中で考慮すべきである¹⁶。今後は、間接管轄における「特別の事情」判断の具体的内容は何かを、具体的事例を個別に精査しつつ検討していくことが必要である。

3. 差止請求事件の管轄

(1) 差止請求の性質決定

前記のとおり、間接管轄の有無については、基本的に「我が国の民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定に準拠」して決することになる。国内管轄については、本判決も引用する最決平成16年4月8日（民集58巻4号825頁）が、

12 酒井一「判批」リマークス1999（下）160頁参照。

13 中野・前掲（注1）184頁参照。

14 酒井・前掲（注12）160頁。また、河野俊行「間接管轄」高桑昭＝道垣内正人編『新・裁判実務大系(3)国際民事訴訟法（財産法関係）』（青林書院・2002）330頁も参照。

15 中野俊一郎「外国判決承認要件としての国際裁判管轄」CDAMSディスカッションペーパー-07/2 J（2007）13頁以参照。

16 同旨、中野・前掲（注1）186頁。また、横溝・前掲（注2）141頁も参照。

民訴法5条9号の「不法行為に関する訴え」は、民法所定の不法行為にもとづく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、または侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えをも含むことを明らかにしていた。

他方、国際裁判管轄との関係でも、差止請求に関する訴えが不法行為地の管轄に服するとする見解が平成23年民訴法改正以前より多数説¹⁷であったが、とりわけ知的財産権（営業秘密を含む）の侵害にもとづく差止請求に関する訴えについては「不法行為に関する訴え」に該当しないと見る見解¹⁸もないわけではなかった。

本判決は、判旨(2)において、国内管轄に関する平成16年決定を参照して、国際裁判管轄に関しても、国内管轄と同様に解することを明らかにした。民訴法3条の3第8号の立法趣旨は、「不法行為があった地には訴訟資料、証拠方法等が所在している場合が多く、また、不法行為があった地での提訴を認めることが被害者にとっても便宜である¹⁹」ことに求められる。このことは、不法行為を理由とする差止請求についても同様である²⁰。したがって、本判決の判断は妥当である²¹。

17 野村秀敏「不正競争行為差止請求訴訟の土地管轄と国際裁判管轄」判タ1062号（2001）116頁、佐野寛「不法行為地の管轄」高桑昭＝道垣内正人編『新・裁判実務大系(3)国際民事訴訟法（財産法関係）』（青林書院・2002）94頁、多田望「不法行為地管轄」国際私法年報10号52頁など。

18 横溝大「判批」ジュリ1417号（2011）174頁。この見解は、不法行為に関する訴えにあたらんとする理由として、差止請求は物権や知的財産権での権利の効力（強行的運用法規）として認められるものである点をあげる。

19 佐藤＝小林・前掲（注4）68頁。

20 なお、立法担当者もそのように解している。佐藤＝小林・前掲（注4）69頁参照。

21 なお、反対説は、最判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁が、準拠法選択の局面での性質決定として、特許権侵害を理由とする損害賠償請求を「不法行為」としつつ、差止請求については「特許権の効力」と性質決定したことを踏まえたものである。しかし、準拠法決定の場合の性質決定と国際裁判管轄決定の場合の性質決定は区別されるべきものであるから（池原季雄「国際裁判管轄」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座7』（日本評論社・1982）6頁参照）、両者は必ずしも同じ結論にはならないと考える。

(2) 管轄原因

差止請求に関する訴えが「不法行為に関する訴え」（民訴法3条の3第8号）に該当すると、「不法行為があった地」に管轄が認められる。問題は、「不法行為があった地」に、「違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれのある地」が含まれるかであるが、本判決はこれを肯定した。すなわち、従前から、不法行為地には、原因行為地のみならず、結果発生地も含むとされていた²²ところ、本判決は、判旨(2)において、差止請求に関する訴えについては、民訴法3条の3第8号の「不法行為があった地」は、違法行為が行われるおそれがある地（原因行為地に対応する）や、権利利益を侵害されるおそれがある地（結果発生地に対応する）をも含むものと判示した。

差止めの実効性という観点からすれば、差止請求は現在だけではなく将来の侵害行為も対象とするものと解するべき²³であり、この点で本判決の上記判断は一般論としては妥当である。もっとも、法廷地において権利利益の侵害が未だ現実化しておらず、そのおそれがあるにすぎない場合に不法行為地管轄の発生を認めるとすると、管轄が過度に拡大することにはならないか、という正当な懸念も従来より主張されている²⁴。それゆえに、具体的に国際裁判管轄を認めるには、相当に慎重な判断が求められる²⁵。差止請求に関する訴えについて不法行為管轄を認めるには、抽象的な「侵害のおそれ」のほかにもどのような事情を考慮する必要があるのか、今後の事案の蓄積が待たれる²⁶。

22 民訴法5条9号につき、菊井雄大＝村松俊夫『全訂民事訴訟法〔補定版〕』（日本評論社・1993）98頁、秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法I〔第2版追補版〕』（日本評論社・2014）127頁、また民訴法3条の3第8号につき同書609頁。

23 多田望・前掲（注17）52頁。

24 長田真理「判批」リマークス43号（2011）145頁参照。

25 中野・前掲（注1）185頁参照。

26 中野・前掲（注1）185頁以下においては、従前のいくつかの下級審裁判例を利用して、この点についての検討が試みられている。今後の議論の参考となろう。

4. 管轄原因としての不法行為の証明

- (1) 不法行為に基づく国際裁判管轄においては、不法行為の存在は管轄原因事実であり、同時に請求原因事実である。そこで、管轄の有無を判定する場面において、そもそも不法行為の要件事実を審理するのか、審理するとしてその対象事項は何か、またどの程度の証明が必要なのか、が問題となる。この問題は、国内管轄の場合²⁷にも生ずるが、国内管轄とは異なり国際的な移送制度を有しない国際裁判管轄については、特に問題である。
- (2) この点について、直接管轄の局面においては、従来、比較的多くの議論の蓄積があった²⁸。管轄原因事実を徹底的に調べることは、本案の先取りにつながる。この点を最も重視する立場が、原告の主張にそれ自体理由がないとか、何らの根拠もないことが明らかな場合を除き、原告の主張する事実が存在すると仮定して管轄原因を判断すべきであるとする見解²⁹（管轄原因仮定説（立証不要説））である。もっとも、この見解は、原告の一方的主張のみによって管轄を認めるため、遠隔地での応訴を強いられる被告の手續保障の観点からすれば問題が多い³⁰。そこで、管轄原因の証明を求めつつ、本案審理よりも証明の程度を下げ、管轄原因事実＝不法行為の要件事実につき一応の証明を必要とする見解³¹（一応の証明説）が有力に主張されることとなる。しかし、この見解は一応の証明の対象・程度が明らかでないという問題を抱

27 国内管轄に関する議論については、新堂幸司＝小島武司編『注釈民事訴訟法(1)』（有斐閣・1991）266頁〔樞善夫〕、秋山ほか・前掲（注22）190以下などを参照。

28 管轄原因事実の証明についての各説の異同を詳細に検討するものとして、越山和広「間接管轄の証明—国際裁判管轄を中心に」龍法46巻4号75頁以下が有益である。

29 安達栄司『国際民事訴訟法の展開』（2000）145頁以下、木棚照一「判批」リマークス2002（下）146頁、渡辺惺之「判批」ジュリ1223号（2002）106頁など。

30 同説の問題点について詳細は、高橋宏志「国際裁判管轄における原因符合」原井龍一郎先生古稀祝賀『改革期の民事手続法』（法律文化社・2000）312頁を参照。

31 新堂＝小島・前掲（注27）141頁〔道垣内正人〕。

える。この問題に答える形で主張されたのが、不法行為と評価されることにつながる客観的な事象経過ないしこれによる損害の発生という事実が証明されるべきであるという見解（客観的事実説³²）である。この見解は、内国関連性の観点から管轄の局面での判断は本案審理よりも立証の範囲を狭くとらえる点に特徴がある。すなわち、国際裁判管轄の有無を判断する際には、特に被告の防御権の保障を重視する必要がある、被告に応訴を強制するに足る十分な合理性ないしは内国関連性があることを審理する必要がある。その際の審理対象については、あくまでも管轄審査であるという点からすれば、不法行為の要件事実すべてである必要はなく、当該事件との内国関連性を認定するために必要最小限の事実で足りるとするべきであるとする³³。

最高裁は、最判平成13年6月8日（民集55巻4号727頁。いわゆる「ウルトラマン事件判決」）において、「原則として、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる」と判示し、被告の本案への応訴の合理性および我が国の裁判権行使を正当化するに足る十分な法的関連性という観点から、一般論として客観的事実説を採用することを明らかにした。このウルトラマン事件判決の最高裁の立場は最近の学説からも支持されており³⁴、その後の下級審裁判例の多くがこれに従っている³⁵。

- (3) 以上のような直接管轄の議論状況とは対照的に、間接管轄については不法行為の何をどの程度証明すべきかについて、これまであまり議論がなく³⁶、

32 越山和広「判批」判評456号〔判時1585号〕(1997)44頁以下、高橋・前掲(注30)323頁以下。

33 越山・前掲(注32)44頁。

34 越山・前掲(注32)44頁、村上正子「判批」法教257号(2002)135頁など。

35 横溝大「判批」ジュリ1417号(2011)172頁参照。

36 一応の証明説に立つものとして、酒井一「判批」ジュリ1083号(1996)114頁、管轄原因仮定説に立つものとして鈴木忠一＝三ヶ月章編『注解民事執行法(1)』(第一法規出版・1984)398頁〔青山善充〕、小林秀之「外国判決の承認・執行についての一考察」判タ467

下級審裁判例においても、管轄原因仮定説に立つ裁判例³⁷や客観的事実証明説を採用するもの³⁸が数件存在するにすぎない状態であった。

その中で本判決は、間接管轄について客観的事実証明説を採用することを最高裁として初めて明らかにしたものである。すなわち、判旨(3)において、ウルトラマン事件判決を参照し、間接管轄の有無を判断する場合においてもこれと別異に解するのは相当でないとしたうえで、差止請求について民法3条の3第8号の「不法行為があった地」が当該外国裁判所の属する国にあるというためには、被告が原告の権利利益を侵害する行為を同国で行うおそれがあるか、原告の権利利益が同国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明されれば足りるとした。

ウルトラマン事件判決が客観的事実証明説を採用した理由は、上述のように、被告の本案への応訴の合理性および我が国の裁判権行使を正当化するに足る十分な法的関連性に求められる。そして2.で検討したように、間接管轄と直接管轄は基本的に表裏一体の関係にあることを前提とするべきである。そうだとすれば、間接管轄の判断についても、本案の審理を正当化するに足る事件と法廷地との客観的関連性を示すものとして、不法行為を構成する客観的事実関係の証明を要求するべきであり、その意味で本判決の考え方は妥当である³⁹。

もっとも、このような理解に対しては、間接管轄の判断において客観的事実証明説を採用することは、実質的再審査の禁止との関係で問題があるとの

号(1982)21頁(ただし、この見解は原告の主張に虚偽の疑いがある場合には、例外的に一応の証明によるとする)、管轄原因事実の全部についての証明を要し、かつ、その程度は、一応の証明ではなく、通常の証明を要するものとして、安達栄司『国際民事訴訟法の展開』(成文堂・2000)166頁がある。

37 東京地判平成6年1月14日判タ864号267頁、東京地八王子支判平成10年2月13日判タ987号282頁など。

38 東京高判平成23年5月11日〔判例集未搭載・本件原判決〕など。

39 同旨、中野・前掲(注1)186頁。

批判が考えられなくはない⁴⁰。しかし、間接管轄要件の趣旨が、判決国による過剰な管轄行使から被告を保護する点にあることからすれば、承認国であるわが国の裁判所は、判決国裁判所の判断に拘束されることなく、わが国の基準に照らして間接管轄の有無を判断できなければならない。したがって、その判断は実質的再審査の禁止には当たらないと解するべきである⁴¹。

- (4) 差止請求の要件事実は、(ア)原告の被侵害利益の存在、(イ)被告が原告の権利利益を侵害するおそれである⁴²。本判決は、間接管轄について、①被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国で行うおそれまたは②原告の権利利益が判決国で侵害されるおそれが証明されれば足りる、としている。また、判決文には明確に述べられていないが、原告の被侵害利益の存在も、当然、客観的事実関係として証明する必要があると考えられる。そして、本判決は、証明するべきとされる①または②について、「侵害」という文言を使用していることから、管轄原因事実として違法性をも証明すべきものとも読める。このように考えた場合、間接管轄について、管轄原因事実と請求原因事実は完全に符合することとなろう。

ところで、ウルトラマン事件判決は、損害賠償請求の直接管轄に関して、管轄原因事実については、わが国で損害が発生したこと、その原因となりうる被告の行為がわが国でなされたことの証明が必要であるとし、故意・過失、違法性および違法性阻却事由等の有無は本案の審理事項であるとした。このように客観的事実証明説は、証明の量的範囲を狭めることによって、管轄段階での判断が本案審理の先取りとなることを回避するものであった。と

40 横溝・前掲(注2)140頁。

41 中西康「外国判決の承認執行におけるrevision au fondの禁止について(四・完)」論叢136巻1号(1994)9頁、安達・前掲(注36)162頁以下を参照。

42 高部・前掲(注1)11頁。なお、問題となっているのは、被告の侵害行為がまだなされていない段階あるいは侵害結果がまだ発生していない段階での差止請求であるから、損害の発生や行為と損害との相当因果関係は要件事実として必要とされない。

ころが、本判決について上記のように証明すべき事実を理解すると、管轄原因事実と請求原因事実が完全に符合するのであるから、客観的事実証明説を採用した意義が疑わしくなる。

もっとも、本判決はまた、ウルトラマン事件判決と「別異に解するのは相当ではない」という。客観的事実証明説は、不法行為の要件事実すべてを証明する必要はなく、当該事件との内国関連性を認定するために必要最小限の事実を証明すれば足りると考えるものであった。そうだとすれば、間接管轄では、内国関連性とかかわりのない違法性の点を除き、①Yが米国で眉トリートメント技術を使用するおそれがあること、または②Xの営業秘密が米国で害されるおそれがあること、のいずれかを証明すればよいものと理解すべきであろう。違法性については、当事者の証明というより、実質的再審査を行わないで外国判決の内容から判断するという趣旨と考えればよいのではないだろうか⁴³。いずれにしても、差止請求に関する訴えの管轄原因事実として証明を要しない事実を本判決は明確にするべきであったように思われる。

43 このように理解するものとして、高部・前掲（注1）11頁。